

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議の開催について

平成 27 年 9 月 11 日
閣 議 口 頭 了 解
平成 28 年 2 月 9 日
一 部 改 正
平成 28 年 4 月 5 日
一 部 改 正
令和 2 年 11 月 6 日
一 部 改 正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策について、関係行政機関の緊密な連携の下、その効果的かつ総合的な推進を図るため、国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣、健康・医療戦略を担当する国務大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議の庶務は、外務省及び厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。